

長野県行政文書の県宝指定

児玉 卓文
長野県立歴史館

1. はじめに

平成20年1月10日、長野県立歴史館が収蔵する、明治初年（一部江戸時代も含む）から昭和21年度までの、長野県（合併前の筑摩県も含む）及び郡役所で作成された行政文書10,783点が、歴史資料「長野県行政文書」として長野県宝に指定された。

指定理由は以下のとおりである。

全体として、政治・経済・社会・文化にわたる膨大な記録であり、しかも長期間にわたり1年も欠けることなく現存するという、全国的に見ても希な屈指の資料群である。特に近代国家、近代長野県の成立と展開を知る上で不可欠な明治期の文書が最も充実していることは、極めて貴重である。さらに旧藩引継文書が存在する事は、近世・近代の断続性を考究する上でも貴重である。また、県庁作成文書以外の、郡役所関係資料が充実していることも特筆される。なお、指定対象文書の年代は、昭和21年の地方自治法施行以前とした。

長野県行政文書は、災害や戦後の混乱期を乗り越えて大切に保管・保存されてきた資料群で、歴代の職員たちの努力により現代まで引き継がれたものである。近代長野県の歴史の全貌を把握することができる貴重な資料群であり、さらに近代史全般を語る貴重な記録・記憶として、学術的価値が極めて高い。

指定理由の後段は、当該文書群の価値を的確に言い得ており、利用に際しての根幹とすべきことと思われる。

児玉卓文（こだま たかふみ）：長野県歴史館文献史料課課長

2. 「長野県行政文書」の概要

指定行政文書の構成は、江戸期の諏訪藩・松代藩等の藩政文書31点、廃藩置県以前の明治元年～同4年の藩県併置期における上田藩・伊那県・旧長野県等の文書76点、その後の同9年までの筑摩県・旧長野県併置の二県期の文書525点、さらに両県合併後の長野県の文書10,151点からなる。長野県期の文書中には、郡役所由来文書が511点含まれている他、明治初期からの「達」「布告」など（明治30年からは「県報」と称される）を集成した簿冊569点がある。

県報を除くと、明治期4,879点、大正期3,278点、昭和期2,039点となる。

行政機能の拡大と各期の長さに比して昭和期の文書数が少ないのは、終戦直後に戦争に関する判断した文書を焼却処分したからである。その判断は原課に任されたが、当時の県庁書庫の半分近くを持ち出し燃やしたとの証言もあり、焼却された文書はおよそ1万冊に及ぶものと推定されている。



手製の保存箱に入れられた行政文書

3. 長野県行政文書の管理と保存

長野県で行政文書の管理と保存の画期をなしたのは、明治15年（1882）に制定された公文書の「編輯例則」である。

この例則の主旨は、全ての公文書を、官・省・府県・課・署の発信別ではなく、掛ごとに一顛末を一簿冊に類別編集し、巻首に索引を付し、ものによっては注記・沿革略記・改廃年などを加え、後日の平易・迅速・正確な参照を可能にすることにあった。

特に官省からの指令は、本書の保存を図り、法的効力を有する布達や告示は個別の編綴を規定し、その趣旨から、県より郡に発せられる文書も「将来ノ例規」となるものを選んで編集することとされた。

装てんは、渋を引いた板目紙の表紙には、「公文編冊」の題箋を貼り、別に横罫線内に年度、縦罫線内に掛と類別を記した貼り紙をし、小口と背を裁断して、麻糸で四つ目綴じをするものであったが、帳簿類は、無地の板目紙に表題が墨書され、大和綴じされた。

この形式は、基本的には昭和の戦前まで踏襲され、指定された文書群は一部を除いてこの形態をよく止めている。

編綴された文書は、倉庫内に置かれた慳貪蓋付きの書箱（竿をさす吊り金具付き）、書棚・書架に平置きされたが、この事から、掛別のみならず、重要度や利用頻度により収納器を分けていたことが分かる。



行政文書の簿冊例

この当時、編綴された一年分の簿冊数はおよそ750冊ほどであったが、書庫はしだいに手狭になったようである。

明治19年（1886）、県は「長野県庁処務規程」を制定し、初めて文書課を置いて文書処理の簡素化と迅速化、かつ正確さを図ると同時に、その保存に期限を設定した。

これ以後有期限の年次は幾度か変転するが、無期（後に永久保存）とされた文書が今日に残されたわけであるが、こうした公文書の管理と保存の意図は、あくまでも「後日の参照」、「将来の例規」のためであった。

4. 行政文書の歴史資料としての利用

現在、長野県行政文書の閲覧者は年間およそ200人前後、閲覧冊数はおよそ1000～2000冊で、その大半は、歴史資料としての利用者で、行政利用はごく僅かである。その意味では今回の県宝指定は、行政組織体の記録保存の多面的意義うち、地域の記憶という歴史資料としての価値を確乎とした。

明治19年（1886）、「長野県庁処務規程」により設置された文書課の職掌には、「県史編纂ニ関スル事項」が明示され、長野県独自の修史事業が企図された。明治23年（1890）には、先の規程から警察部を分離した「本庁処務規程」に改め、文書課には秘書・記録・往復の三掛を置いて、記録掛の分掌に「県郡町村史編纂ニ関スル事項」が定められた。

この事業は明治26年（1893）に、専任の吏員の病気退職を期に、「目下必要欠クヘカラサル事業」でないこと、「資料蒐集ニ係ル費用及手数モ亦容易ナラサル」の理由をもって中断された。資料収集は、県下の古文書・古記録にあったが、残された「長野県沿革略歴」と題する僅かな校本からは、行政文書が資料として利用されたことが推定される。

大正8年（1919）、県は「長野県誌資料蒐集」事業を開始したが、昭和4年（1929）には収集方法を変更し、「長野県史編纂委員会」を発足させ

て県史編纂さん事業を開始した。この事業は戦時の紆余曲折を経て、昭和44年（1969）に『信濃史料』全29巻31冊の刊行につながった。

上記事業が進められている昭和10年（1935）、県は県民の要望に応じて、県史編纂委員の一人を校訂者として、『長野県町村誌』を発刊した。

これは明治5年～18年にかけて、政府が皇国地誌編輯のため、府県に提出を求めた「村誌」の県控本を数村から十数村分を一冊に編綴し、「公文編冊」として保存していたものを活字化したものであった。現在その「公文編冊」は84冊現存するが、昭和10年段階ですでに何冊か欠損しており、欠損分の「村誌」は、明治期に編輯掛であった人物が作製しておいた彼の自家本をもって補われた。

昭和36年（1961）、県は県庁舎改築を予定して、書庫内の行政文書の扱いについて「行政資料の収集保存に関する協議会」を開き、行政文書の整理と閲覧施設についての意見を聴し、38年に文書広報課に「県政資料室」を付置した。改築に伴って行政文書等は県立図書館に移動させたが、広報文書課は文書の整理を開始して、広く県民の利用に供するため41年には明治・大正期の行政文書目録を刊行した。こうした情勢の中で翌42年、県は文書館設立の構想を打出したが、具体化はしなかった。現在の当館の行政文書請求番号及び目録はこの時の整理結果を踏襲している。

整理され、目録化された行政文書総体が歴史資料として大いに利用されたのは、長野県政100年を期して、昭和46年3月に刊行された長野県の近代史である『長野県政史』編纂事業、及び学制100年を期して計画され、昭和57年から刊行された『長野県教育史』編纂事業に際してであり、昭和42年より事業が開始され平成4年（1992）に完結した『長野県史』であったことは言を待たない。

5. 行政文書のさらなる利用への課題

県宝指定物件調査票には、次の付記が添えられている。

1、活用・検索の利便性の向上と効率化を図るた

め、簿冊ごとの件名目録を作成することが必要である。

2、上記の諮問物件と本来一体であったと考えられる地図・図面類等（測量及び橋梁等の設計図）が別個に保存されている。

3、指定対象とした昭和21年以前の行政文書について、現在も永年保存、保存期限延長などで現用文書であるものが存在する。それらについては、非現用文書として廃棄された時点で追加指定することが必要である。

付記はそのまま利用拡大の課題である。

1については、当館ではHPからの目録検索はもちろん、来館してもパソコンによる検索もできない状態にあり、利用に際して最大のネックになっているが、人員と予算の関係で目途が立たない状況にある。

2については、一部しか行政文書と符合できない状況にあり、これも含めて県民の照会に的確に答え、また県民に行政文書の有する歴史的価値を説くためにも、県政の歴史と文書の関連、郡役所文書の県へ引継経過と廃棄、あるいは文書管理の変遷等々調査を深める必要を痛感している。

指定後、特に閲覧に際して制限や条件は付していないが、文化財としてどのように保存管理し、同時に利用に供してゆくかは大きな課題となった。先に記したように当該簿冊は当時の編綴形状、及び分類や保存管理等の経過を形態や表紙・小口によく留めている。この現状を保つ補修も課題の一つである。

現在、当県では「信州デジくら」と称するデジタルアーカイブ事業が総務部によって推進されおり、当然の事ながら当館収蔵の史料（行政文書を含む）もその対象となっている。より多くの県民が県民共有の財産にアクセスし利用することは望ましいことである。

しかし、行政文書の有する情報や歴史的位置づけ等の基礎的な調査研究が不十分な現状で、県民に発信することにより一抹の不安を抱かざるを得ない。